



確定申告はじまります!

平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告期間は、

2月18日(月) から 3月15日(金)

までとなっています。申告と納税は期限内に済ませてください。

なお、申告書は会場内で作成・提出することもできますが、国税庁ホームページで作成し、e-Taxによる送信、または印刷して郵送などにより提出することができますので、ご利用ください。

確定申告書にはマイナンバーの記載が必要です

マイナンバー(個人番号)制度の導入に伴い、確定申告書などにはマイナンバーの記載が必要です。マイナンバーを記載した確定申告書などを税務署へ提出する際には、申告されるご本人の本人確認書類の提示またはコピーの添付が必要です。

《本人確認を行うときに使用する書類の例》

例1:マイナンバーカード(個人番号カード)のコピー(表裏両面)

例2:通知カードの写し【番号確認書類】+運転免許証または
公的医療保険の被保険者証のコピー【身元確認書類】など

詳しくは熊本国税局のホームページをご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。

☎62-1111 税務課税務係(内線164・165)

公的年金収入のある方の確定申告について

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金などに関する雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合には、所得税と復興特別所得税についての確定申告は不要です。
ただし・・・

- ①所得税と復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書の提出が必要です。
- ②住民税の申告が必要な場合があります。
(高森町役場税務課までお問い合わせください。)

申告相談会場のご案内

申告相談

阿蘇税務署 会議室(阿蘇市一の宮町宮地1944番地)

2月18日(月) から 3月15日(金) まで(土・日は除く)
午前9時から午後4時まで

税理士会による確定申告無料相談

高森総合センター 大会議室

2月20日(水) から 22日(金) および 3月4日(月)
午前9時から午後3時まで

- 申告期間間際になりますと申告会場が混み合うことが予想され、長時間かかる場合もあります。
- 申告の際は、損失の計算に必要な書類及び確定申告に必要な書類等をご持参ください。

第4分団2部 杉本 英樹

【熊本市消防協会会長表彰】

功績章(勤続20年)
第9分団 山室 宝誠
第8分団 本田 寅雄
第4分団1部 甲斐 義昭
第4分団1部 本田 文隆

【熊本県知事表彰】

永年勤続功労章(勤続25年)

各種表彰および通常点検成績は、次の通りです。

また、悪天候によりこの2年実施されなかった一斉放水が別所ため池で行われ、各分団のホースから大きなアーチが描かれました。

12の分団と高森中学校消防隊が機敏な動きで通常点検を終えると、高森幼稚園幼年消防隊の園児たちも真剣な表情で通常点検を披露し、元気な声で防火を誓いました。

「被害がなく、本部からの指令がなくても地域を巡回するなど積極的な活動をお願いしたい」と自発的な防災意識を持つよう呼び掛けました。

渡邊団長は、今年初めてとなる訓示で、1月3日に起きた地震(本町は震度3)に触れ、「被害がなく、本部からの指令がなくても地域を巡回するなど積極的な活動をお願いしたい」と自発的な防災意識を持つよう呼び掛けました。

式典に先立ち、高森駅から高森中央小学校まで団員などが分列行進すると沿道には勇壮な団員たちと消防車両を見守る町民の姿が見られました。

平成31年高森町消防団出初め式

第3位 第2位 第1位 第9分団

【通常点検】

第11分団 林 秀一
第7分団1部 林 一将
第6分団 中村 祐輔
第4分団1部 本田 健治
第4分団1部 宇藤 貴夫
第5分団 嶋田 政友

【高森町長表彰】

勤続章(勤続10年)
本部女性部 岩下 光恵
第1分団1部 児玉 孝男
第1分団1部 阿南 裕彰

第1分団1部 岩下 光恵

元分団長 津留 和行
元分団長 篠田 和行
元分団長 鶴林 孝一
元班長 野尻 範仁
元班長 武田 憲一
元班長 吉良 充展

【消防庁長官表彰】
退職消防団員(所属分団別) 1号報償
元副団長 後藤 要治
元部長 濱田 靖夫
元分団長 中川 雄一朗
元分団長 岩下 賢一
元分団長 吉良 充展

第9分団 田上 純一
第7分団1部 本川 幸
第4分団1部 穴見 周三
第4分団2部 植田 雄亮
第4分団1部 桐原 正太
第1分団2部 穴見 俊則

第5分団 緒方 久哉
第7分団2部 今村 親助
第8分団 村上 孝臣

第11分団 田上 純一
第9分団 本川 幸
第7分団1部 穴見 周三
第4分団1部 植田 雄亮
第4分団2部 桐原 正太
第1分団2部 穴見 俊則

気をつけよう!サイバー犯罪

~インターネットの正しい知識と利用法~

■ネットバンキングの不正事犯

- 不審な画面が表示されたら注意
- ウイルス対策ソフトは必ず導入
- OS やソフト等は常に最新

■通信販売サイトでのトラブル

- 価格が他サイトと比べ極端に安い
- 連絡先が掲載されていない
- 振込先口座が個人名義である
- 不自然な日本語表記がある

■ID・パスワード等の取り扱い

- フィッシングサイトに注意
- ID・パスワードは使い回さない

■架空請求・不当請求

- プリペイドカード払いには注意

■見えない相手に注意

- 個人情報をお教えしない
- コミュニティサイトの犯罪被害
- スマートフォン対応フィルタリングサービスの利用
- 無料サイト(アプリ)に注意
- アカウント乗っ取りに注意



☎62-0110 通報・相談110

インターネット安全利用3箇条

- OS(基本ソフト)の更新
- ウイルス対策ソフトの利用
- 安全なサイト(アプリ)を利用



飲食店関係のみなさまへ

平成28年12月22日に新潟県糸魚川市で発生した大規模火災を受け、延べ面積150平方メートル未満の飲食店に対し、10月1日から消火器の設置が義務付けられます。(消防法令改正平成31年10月1日施行)

それまでに消火器具の設置が必要となります。

詳しくは南部分署までお問い合わせください。



☎62-9034 火災・救急119

改正前 (2019年9月30日まで)

延べ面積 150㎡以上で設置が必要

改正後 (2019年10月1日以降)

①火を使用する設備または器具のある飲食店規模に関わりなく設置が必要※

②火を使用する設備または器具のない飲食店延べ面積 150㎡以上で設置が必要

※ただし、次の装置が設置されている場合は、延べ面積150㎡以上から設置が必要となります。

調理油過熱防止装置	鍋の温度の過度な上昇を感知し、自動的にガスの供給を停止する装置
自動消火装置	厨房設備の火災を自動的に感知し、消火薬剤等を放射して火を消す装置
圧力感知安全装置	過熱によるカセットボンベの圧力上昇を感知して、自動的にボンベを外す装置

下のマークが付いています。

